

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AIと軍事 (AI and the military)

2025年8月4日

Sponsor: Russian Federation, China, Vietnam, Burkina Faso, Indonesia, Mali, Thailand, Oman, Bangladesh, Israel, India, Australia, Serbia, Tajikistan, Latvia, UAE,

第80回国連総会第一委員会は、

AI技術の影響はその開発国だけでなく国際社会全体に波及するため、すべての国の合意のもとで議論や規制を進めていく必要があると確信し、

国連教育科学文化機関（UNESCO）がAI技術の安全かつ倫理的な開発と普及のために行って来た活動に好意を示し、

生成AI、軍事用AIともに現状問題はあったとしても将来的には人類レベルの利益を生む可能性を認識し、

生成AIの医療・生産などの産業の有用性を認識しつつも、現状生成AIの不適切な利用・不安定さによって起こっている問題とその深刻性を認識し、

生成AIの各国国内の利用の方法、制限は各国が定められる自由にあることを強調し、

生成AIの適切な利用のためには一定程度の支援が必要なことを認識し、

現状、AI技術の乱用により偽情報の拡散などの被害が起こっていることを遺憾に思い、

生成AIの適切な利用を促進するための教育の重要性を認識し、

AIによる個人情報保護の毀損の現状と可能性を深く憂慮し、

AIを使用している兵器が使用されたことを外部から即座に判断することが不可能である危険性を強調し、

現状、生成AIの監査不足によりアルゴリズムに差別的要素やバイアスが入っていることを残念に思い、

生成AIのデータベースの開示が民間企業のAI技術の発展のインセンティブの低下に伴う、国際社会レベルのAI産業の衰退をもたらすことを考慮し、

現状、AIの専門知識が一握りの企業や国に集中しており、それがグローバルな不平等を深刻化させデジタル格差を生み出していることを遺憾に思い、

生成AIなどのAI技術を用いた国際的な被害を含む国際犯罪が起きた際、予見されうる場合であれば加害発生国の法律に基づき、加害発生国内での裁判が行われる現状の国際司法制度によってもたらされる、責任所在の不明確化を不安に思い、

上記の国際的司法制度を改革することがもたらすリスクを分析する必要性を認識し、

AI技術の利用において様々な市民団体による自主的なガイドラインの制定を是認し、

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組み内、また政府間専門家会合（GGE）において往来行わ

れてきたLAWSに関する議論や情報収集の継続を強く望み、

国際人道法（IHL）の重要性を再確認し、

LAWSの研究が必ずしも軍拡を意味しないことを認識し、

AIは人間の関与を認められる限り人類に肯定的な影響をあたえることを認識し、

人間の判断が最終的に介入しないものを完全自立型兵器として認識し、

自立型兵器が特定の部位で自立機能を備えていても必ずしも無差別な攻撃を引き起こすとは限らないことを認識し、

自立型兵器の一般的な禁止や制限は、国の正当な防衛能力を損なう可能性があり、さらには関連技術平和利用の権利を侵害する可能性があることを考慮し、

軍事用AI技術はまだ成熟していないため、全面的な規制を行うことによってその可能性や安全性を制限してしまうことに懸念を示し、

軍事用AI技術が国際テロ組織などの非国家主体に渡ってしまうことに懸念を示し、

AI技術の予測不能性によって全ての国に対して一律な対処を行うことに懸念を示し、

AIの誤作動による被害に対して各国の法律の範囲内で迅速に対応する必要性を強調し、

生成AIの各国国内の利用の方法、制限は各国が定められる自由にあることを強調し、

生成AIの悪用による誤った扇動やあらゆる詐欺犯罪の影響が深刻であることを認識し、

生成AIの利用が各国の内政において効率向上の効果が期待されることを強調し、

AIによる個人情報保護の毀損の現状と可能性を深く憂慮し、

AIを使用しているあらゆる兵器は、既存の兵器の延長であることを認識し、

AIを使用している兵器は、既存の兵器への条約や国際法を活用して対処されるべきである可能性があることを強調し、

AIを使用している兵器が使用されたことを外部から即座に判断することが不可能である危険性を強調し、

AIを使用する兵器が、テロ対策および不正な核開発に対抗できる重要な自国・自国民の防衛のための手段であることを強調し、

特定通常兵器使用禁止条約を想起し、

特定通常兵器使用禁止条約の政府専門家会合が、実効性を踏まえた議論ができる場であることを強調し、

特定通常兵器使用禁止条約の専門家会議が、軍事におけるAIについての会議で最も適当であることを認識し

AIを使用しているあらゆる兵器において、AIの誤作動によって発生した損害の責任が国家にない可能性があることを強調する、

1. 国内の企業が生成AI技術の開発を行っている場合、AIの安全性やアルゴリズムの公平性を評価する基準と制度を国内に設立することを各国に要請する；

2. 国民のメディアリテラシーを以下の目的のもと向上させるための教育を義務化することを各国に要請し、さらにUNESCOを含む全ての関連機関に協力を要請する；
 - a. 国際社会における生成AIの適正な利用方法を知るため、
 - b. 生成AIの誤作動や誤った使い方によって生じる被害を最小限に抑えるために、生成AIを用いて生成された誤情報などを判別できる能力を身につけるため；
3. 生成AIを用いたケースで起こった国際的被害の裁判に関しては国際的な統一性を持たせる必要性を強調する；
4. 加盟国に対し、生成AIの各国国内の利用の方法、制限が各国の自由の下に置かれることに合意することを要請し；
5. 主文3に関して各国の教育事情を考慮する重要性を断する；
6. 生成AIを医療・生産などの産業に組み込むにあたって、その生成AIの安全性を調査することを各国に要請する；
7. 生成AIの仕様に関して、個人が生成AIを使用した時にその利用を証明する制度の導入を各国に症例する；
8. LAWSがAIの発展とともに発展する未来の技術であり、将来的な人類の利益を含む中で、現在ある定義を拡大し、危険性、致死性、完全自律性、停止不能性、無差別殺傷性、自己進化を全て満たす基準を参考にしながら随時更新していく必要性を強調し；
9. 完全自立型兵器をLAWSとして認識する；
10. LAWSに関して国際的に統一された定義を2026年までに設けることをGGEに要請する；
11. LAWSの定義が定まり次第、その規制に関してCCWの枠組み内で議論を進めるよう各国に要請する；
12. 軍事用AIの開発と使用がIHLに従うよう民間企業やその他関係のある組織団体を監査することを各国に呼びかける；
13. LAWSの利用に関して以下の条件に随伴する時以外での使用の禁止を各国に強く促す；
 - a. 自国および自国民の防衛目的であること、
 - b. 国際人道法、Genova conventionを含むかこの兵器条約に抵触しないこと、
 - c. 非戦闘員を対象に利用しないこと
 - d. 核開発の抑止力としての使用
14. 加盟国に対し、特別通常兵器禁止条約への批准を要請する；
15. 加盟国に対し、以下を特別通常兵器禁止条約の下で行うことを要請する；
 - a. 政府専門家会合にて、AIを使用する兵器の使用を含む制度についての将来の会議
 - b. 新設する調査委員会にて、AIを使用する兵器が使われたかの調査を行う；
16. AIの誤作動時における対処について、複数の被害レベルの段階に適應するように国際的なガイドラインを作成することをUNESCOに要請する；
17. 生成AI提供者、製造者に対して誤作動の可能性を含む場合であれば、その危険性を利用者に説明することを促すことを各国に要請；
18. 生成AIの利用者が利用に関して大きな責任を負うことを強調する；

19. 生成AIの誤作動による利用者・開発者の責任バランスがわからない場合は主文17を含む国連期間を含む第三者機関の介入の重要性を強調し、
20. 国内の企業が開発したAIの誤作動時において、UNESCOのガイドラインに従い各国が対処し、被害者が他国の場合は共同で行うことを要請する；
21. AIの責任所在についてGGEやすでに終わってしまったHigh level advisory を参考に、これからも議論する場所を設立することを決定し；
22. AIの誤作動により大規模な被害が起こった場合国連総会などの国連機関で判断することを要請する。
23. 小規模な場合はUNESCOのガイドラインにそって対処する。